

## 感染（疑い）発生時の高齢者・障がい者施設への 抗原検査キット提供について

### 1 提供対象となる状況

- ・ 感染（疑い）の発生について、県（岐阜地域福祉事務所、県事務所又は社会的検査チーム）へ報告をしている施設・事業所で以下のいずれかに該当する場合は、提供対象とします。（原則）

※ただし、岐阜市内の施設・事業所は除きます

- (1) 施設内療養者が発生しており、抗原検査キットが不足している入所施設
- (2) 施設の職員又は利用者に感染が発生し、感染拡大を防止しながらサービス提供を継続するあたり、抗原検査キットが不足している施設・事業所

#### <対象種別> ※予防的検査と同様

##### 【高齢者施設】

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス

##### 【障がい者施設】

障害者支援施設、共同生活援助、障害児入所施設、福祉ホーム

##### 【介護保険サービス事業所】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型）

※介護予防サービスを含みます

##### 【障害福祉サービス事業所】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、地域活動支援センター、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援

## 2 提供数

現在、提供している抗原検査キット使用期限（令和6年2月23日（金）まで）の関係で、〈令和6年2月23日（金）までの使用分〉と〈令和6年2月24日（土）から3月3日（日）までの使用分〉に区分しています。

〈令和6年2月23日（金）までの使用分〉

- ・従前どおり県（岐阜地域福祉事務所、県事務所）へ電話で先ずご相談ください。
- ・施設の規模（職員数、定員数等）に応じて、一度に10個から100個程度の範囲内で提供します。
- ・施設内療養またはクラスターが継続している期間中は、「【集中的検査】キット使用実績報告（毎週報告書）」で使用状況を報告していただくことで、必要に応じて追加提供させていただきます。
- ・なお、提供するキットは、窓口でのお渡しのみとさせていただきます。（郵送での対応はできませんのでご了承ください。）
- ・県（岐阜地域福祉事務所、県事務所）の抗原検査キット在庫状況により希望数を提供できない場合があります。その場合は県（社会的検査チーム）へ電話でご相談いただき、〈令和6年2月24日（土）から3月3日（日）までの使用分〉と同様にキットの郵送等を検討させていただきますので、あらかじめご了承ください。

〈令和6年2月24日（土）から3月3日（日）までの使用分〉

- ・県（社会的検査チーム）へ電話で先ずご相談ください。
- ・施設の規模（職員数、定員数等）に応じて、キット郵送到着日を考慮の上、令和6年3月3日（日）までに使用する分を提供します。
- ・申込受付開始日は令和6年2月21日（水）午前9時から
- ・最終申込受付日は令和6年2月29日（木）午後5時まで

（送付例）

申請日	キット郵送到着日（予定）	送付キット数
2/21（水）17:00 まで	2/23（金）	2/24（土）～3/3（日）使用分
2/22（木）17:00 まで	2/27（火）	2/27（火）～3/3（日）使用分
2/26（月）17:00 まで	2/28（水）	2/28（水）～3/3（日）使用分
2/27（火）17:00 まで	2/29（木）	2/29（木）～3/3（日）使用分
2/28（水）17:00 まで	3/1（金）	3/1（金）～3/3（日）使用分
2/29（木）17:00 まで	3/2（土）	3/2（土）～3/3（日）使用分

なお、到着予定日に受取できない場合は、受取可能日から使用分を計算する

- ・キット郵送時用の集中的検査実施マニュアルを県のホームページに令和6年2月1日に掲載しますので、必ずご確認ください。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/260067.html>

### 3 検査対象者

#### ・感染リスクの生じた職員および利用者

※検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取できない方の検査を行う場合は、医療従事者（医師、医師からの指示を受けた看護師等）が検体採取を行う必要がありますのでご注意ください。

### 4 検査キットを受け取るにあたって

#### ・以下の内容を十分理解した上で、岐阜地域福祉事務所・県事務所担当課、社会的検査チームに連絡してください。

- ・施設・事業所内で感染者が発生し検査を行いたいものの、施設・事業所内に在庫が無い（少ない）ため、抗原定性検査キットの提供を希望すること
- ・将来的な検査のための提供希望（備蓄等）ではなく、すぐにでも検査を行う必要があるための抗原定性検査キットの受け取りであること
- ・受け取った抗原定性検査キットを他に譲渡することなく、また、提供を受けた施設・事業所の職員や利用者以外の検査に使用しないこと
- ・検査する職員や利用者に対し、検査を行うことや検査結果を県へ提供することについて、あらかじめ（遅くとも検査前まで）同意を得ること
- ・【再掲】検体（鼻腔ぬぐい液）を自己採取できない方への検査は、医療従事者（医師、医師からの指示を受けた看護師等）によって行うこと

#### 〈令和6年2月23日（金）までの使用分〉

- ・県（岐阜地域福祉事務所、県事務所）窓口で「【集中的検査】キット提供希望 兼 受取書」を提出し、検査キットを受け取ってください。
- ・毎週必ず使用状況を「【集中的検査】キット使用実績（毎週報告書）」に取りまとめて、翌月曜日に提出すること  
※使用実績の報告が無い場合は、追加提供をお断りする場合があります。
- ・抗原定性検査キットを受け取りにお越しいただく際は、袋等をご持参ください。  
☞ 1キットの大きさ：14 cm×7 cm×3 cm（個包装）

#### 〈令和6年2月24日（土）から3月3日（日）までの使用分〉

- ・社会的検査チームに連絡の上、申込フォームで申請してください。  
【岐阜県】集中的検査 抗原検査キット申込フォーム（令和5年度）  
<https://logoform.jp/form/T8mB/336233>
- ・使用状況を結果報告フォームに入力してください。  
☞ 毎週（土）～（金）までの使用実績を、翌月曜日までに報告  
委託業事業者結果報告フォーム  
<https://forms.gle/KrmVngQiS5PwmLL27>

## 5 検査キットで陽性が確認された場合

(※別添資料「検査キットで陽性判定となった場合の対応」参照)

陽性となった場合の療養期間は以下を推奨します。

- ・発症日を0日として5日間
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまで
- ・10日間が経過するまでは、不織布マスク着用、高齢者等ハイリスク者との接触は控える

岐阜県健康福祉部社会的検査チーム

TEL：058-272-1111（代）内線 9312,9313

FAX：058-272-8380

メール：[yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp](mailto:yobo-kensa@govt.pref.gifu.jp)